

あなたにもマイナンバーが通知されます

平成27年10月以降順次、皆さんのマイナンバーが記載された「通知カード」が住民票の住所に簡易書留で郵送されます。

世帯単位で届くため、家族のどなたかが住んでいれば、家族全員分カードを受け取ることができます。

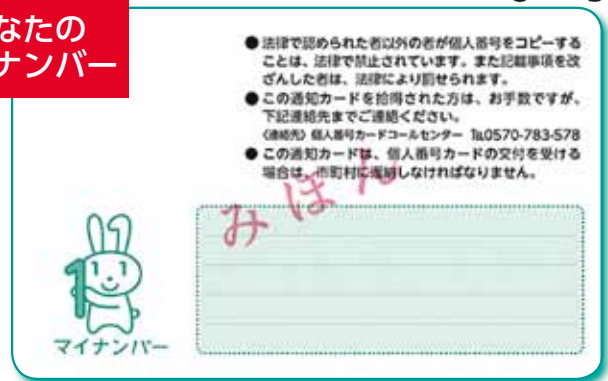
また、住民票のある外国人の方にも、同様に郵送されます。

もうすぐ
はじまる



通知カード（表面）

あなたの
マイナンバー



通知カード（裏面）



通知カード送付用封筒

送付される封筒に入っているもの

- 通知カード
- 個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書
- マイナンバー制度の案内チラシ
- 返信用封筒（個人番号カード申請用）

まずは、封筒の中身を
しっかりと確認してください。

マイナンバーと通知カードは大切にしてください

マイナンバーは、一人ひとり異なる12桁の数字で、平成28年1月以降、社会保障、税、災害対策の分野で行政機関などに提出する書類への記載が必要になります。

マイナンバーは生涯使い続ける番号です

マイナンバーは、漏えいするなどして、不正に使われる恐れがある場合を除き変更されません。

通知カードは捨てたり破ったりせず、大切に保管してください。

また、マイナンバーを不正に利用されないため、必要があるとき以外は他人に教えないようにしましょう。

平成28年
1月以降の手続きで
使います。
大切にしてくださいね



「個人番号カード」について



表面

表面には、住所、氏名、生年月日、性別が記載され、顔写真も表示されることから、身分証明書として利用できます。

個人番号カードは、顔写真付きのICカードです。公的な身分証明書となる本人確認書類として利用できるだけでなく、国税電子申告や納税システムであるe-Taxなどの各種サービスでも利用することができます。



裏面

裏面にはマイナンバーが記載され、マイナンバーを証明することができます。

「個人番号カード」の申請手続きについて

個人番号カードの交付を希望する場合は、同封されている「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」の顔写真貼付欄に写真を貼り、必要事項を記入の上、同封されている返信用封筒で送付することにより、個人番号カードを申請することができます。

また、スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請することも可能です。

個人番号カードを申し込まれた方は、交付準備が整う平成28年1月以降に「個人番号カード交付通知書」が届き、役場の窓口で「個人番号カード」を受け取ることができます。

なお、初回の交付手数料は無料です。

封筒に入っている通知カード・個人番号カード交付申請書

(表面)

(裏面)

この部分は通知カードです。大切にしてください。



切り取れます

この部分が個人番号カードの申請書です。

- ①顔写真を貼り付け
- ②必要事項を記入し押印
- ③同封の返信用封筒に入れて
- ④ポストへ投函

